

けんしんICキャッシュカード特約

富山県信用組合

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、けんしんキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはけんしんキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはけんしんキャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

- (1) ICチップ機能は、この機能のカード利用が可能な預金機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に提供されます。
- (2) けんしんキャッシュカード規定「1. カードの利用」に定める提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない支払機・振込機を設置している場合があります。この場合は、当該支払機・振込機ではICチップ提供機能の利用はできません。

3. (代理人によるカードの利用)

- (1) けんしんキャッシュカード規定「6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」に基づき、当組合は代理人の為のICキャッシュカードを発行します。
- (2) けんしんキャッシュカード規定「6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」に基づき、当組合は法人カードの代理人の為のICキャッシュカードを発行しません。

4. (オンラインデビット機能)

ICチップを利用したオンラインデビットサービスはご利用できません。

5. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等により、ICキャッシュカード対応ATM等でICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の方法に従ってすみやかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等により、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取る事ができなくなったことにより損害が生じても、当組合は損害賠償責任を負いません。

7. (カード発行手数料)

ICキャッシュカード発行（再発行を含みます。）にあたっては、店頭及びウェブサイト表示によりお知らせした手数料をいただきます。

8. (カードの有効期限)

- (1) ICキャッシュカードはカードの性質上、当組合所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
- (2) 前項の有効期限が到来する前に、当組合は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当組合は、店頭及びウェブサイト表示によりお知らせした当組合所定の手数料を当組合所定の日、通帳および払戻請求書なしで、お客様指定の預金口座から自動的に引き落としをします。
- (3) 前項の手数料引落しができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当組合の窓口で当組合所定の手続きが必要となります。

9. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月現在)